

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	行政財産使用料の還付
根拠法令及び条項	那覇市行政財産使用料条例第5条
審 査 基 準	
<p>那覇市行政財産使用料条例 (還付)</p> <p>第5条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 市の都合により許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 天災、地変その他不可抗力により使用できなくなったとき。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。</p> <p>教育委員会においては市長を教育長と読み替える。</p>	
標準処理期間	2週間以内(特定の事情を有する事案を除く)
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日